

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年3月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 9 国名：タンザニア 担当：産業開発・公共政策部
案件名：全国電力システムマスタープラン策定・更新支援プロジェクト

1 契約予定期間：2014年5月下旬～2016年3月下旬

2 参加要件

海外における電力開発計画に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年4月2日から2014年4月7日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年4月2日から2014年4月8日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年4月25日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 5月中旬
- (5) 契約交渉 : 5月中旬～5月下旬

5 業務の目的

タンザニア連合共和国（以下タンザニア）の電力セクターは、毎年6%以上に及ぶ経済成長を支える重要な基盤であるが、経済活動の活発化により電力需要は毎年10%以上のペースで拡大している。一方、タンザニアでは電力開発公社の民営化が試行されていた1992年～2006年にかけて、政府及び各ドナーからの公的支援が停滞したこと、電力会社が短期的な利益を追求したこともあり、需要拡大に対応した設備増強や既設設備の維持管理が行われなかった。このため施設は老朽化し、増加する需要に対応するために慢性的な過負荷状態が継続しているうえ保守管理が不十分なため、TANESCO（Tanzania Electricity Supply Company Limited）内部資料によると停電が頻発に発生（26.3時間/月）するなど、社会経済の諸活動の大きな障害になっている。また、近年の渇水による水力発電所の発電電力量の低下を補うため、TANESCOは独立系発電事業者からの電力購入を増加させている。その結果、高価な輸入石油を燃料としていることに加え、買電価格が不利になっていることも影響し、2011年現在電気料金（0.12 /kWh）と電力供給費用（0.20 /kWh）の差が増大し、TANESCOの営業赤字は深刻な状況となっている。

こうした状況を改善すべく、タンザニア政府は、2008年からの25年間を見通した「全国電力システムマスタープラン（Power System Master Plan（PSMP））」を2007年に策定し、それに沿って発電設備の増強や基幹送電線の整備を進めつつある（2012年に更新済み）。一方、需要予測、電源開発、系統解析についてデータに基づいた検討が十分に行われていないため、最新版のPSMPはマスタープランとして十分な質を確保できていない。TANESCOの赤字体質脱却並びに同国の電力供給を安定させるためには、統計的なデータ及び科学的な分析に基づく電力システムマスタープランに沿った電源・系統開発を行う必要があり、その指針となる電力システムマスタープランの更新が喫緊の課題となっている。

また、電力需要が多い都市部の送配電網については、安定的な電力供給システムの確立に向けてマスタープランが過去に策定されており、ダルエスサラーム市については、2002年にJICAが「タンザニア国主要都市配電設備リハビリテーション調査」を実施し、ダルエスサラーム送配電網マスタープランを策定している。しかし、策定後のダルエスサラーム送配電網マスタープランは更新されず、急激な経済成長にともなう需要増加している現状を十分に反映出来ていない。同市の電力安定供給のために、今後の都市の成長を反映した新たな「ダルエスサラーム電力システムマスタープラン」の策定が必要不可欠である。

上記背景にもとづき、全国電力システムマスタープラン（2012）の更新、ダルエスサラーム電力システムマスタープランの策定及び更新・策定を通じたTANESCO及びMEM（Ministry of Energy and Mineral）職員のマスタープラン策定能力の向上を本業務の目的とする。

6 業務の範囲及び内容

全国電力システムマスタープラン（2012）の更新

- 1) 基礎情報の収集分析
- 2) 需要予測
- 3) 電源開発計画
- 4) 系統解析
- 5) 環境社会配慮調査
- 6) 全国電力システムマスタープラン（2012）の更新

- 7) データベース構築
- 8) 計画策定能力技術移転

ダルエスサラーム電力システムマスタープランの策定

- 1) 基礎情報の収集・分析
- 2) 需要予測
- 3) 系統解析
- 4) 環境社会配慮調査
- 5) ダルエスサラーム電力システムマスタープランの検討
- 6) データベース構築
- 7) 計画策定能力技術移転

7 成果品等

- 1) インセプションレポート 2014年5月下旬
- 2) プロGRESSレポート 2014年10月上旬
- 3) インテリムレポート 2015年3月上旬
- 4) ドラフトファイナルレポート 2015年10月上旬
- 5) ファイナルレポート 2016年3月上旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括 / 電力開発計画 (評価対象予定者)
- 2) 電力需要想定
- 3) 電源開発計画 (評価対象予定者)
- 4) 水力開発計画
- 5) 火力開発計画
- 6) 電力系統計画 / 系統解析 (評価対象予定者)
- 7) 送電計画
- 8) 変電計画
- 9) 配電計画
- 10) 投資計画 / 経済財務分析 (評価対象予定者)
- 11) 電力政策 / 制度組織
- 12) データベース構築
- 13) 環境社会配慮
- 14) 業務調整 / 電力系統計画補助

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。